

面会禁止解除のお知らせ

飯田・下伊那地域における「新型コロナウイルス感染症」の発生が落ち着いて来ましたので、面会制限を一部解除し、登録された方のみでの面会とさせていただきます。

2月15日（月）から

- ※1. 身の回りのお世話をされる方のみでの面会を許可します。
＜お一人ではお世話が困難な場合、3名まで登録できます＞
- ※2. 同封の「記入用紙」に
＜「患者名」「面会者名」を記入してお持ちください＞
- ※3. 2月15日（月）以降の来院時、受付で「記入用紙」の提示をお願いします。面会許可を確認します。
- ※4. 「記入用紙」は、病棟の看護師にお渡しください。
- ※5. 次の面会から、1階で面会受付をし「面会許可証」を受け取り身に付け面会していただきます。

登録制面会許可時の留意事項

「登録制面会許可」期間の面会についてのお願いです。

★平日 **1日1名・登録者**の面会を許可します。

面会時間 14時～19時

1回 **30分以内**

▲土日祝日の面会は禁止です。

◎1階受付で、面会許可を受け取ってください。

◎登録者のみ面会可能となります。

※. 登録されていない方、一般の面会は出来ません。

◎面会終了後、面会許可証は1階受付へお返し下さい。

地域の感染状況で、再び面会禁止とさせて頂く場合もあります。

ご理解ご協力お願いいたします。

ご不明な点がございましたら、職員までお問合せ願います。